

11. 准学校心理士の資格取得について

(1) 准学校心理士の資格について

准学校心理士は、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する学校心理士に準ずる資格である。学校心理士になるためには、研修を受講し、通常より短い実務経験期間で学校心理士資格認定申請をし審査を受けることができる。

教育や保育の現場では、児童虐待、いじめ、無気力、自殺などの問題が深刻さを増している。さらに、発達障害など特別なニーズに応じる環境の整備も重要な課題である。このようなさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や先生、学校や園に対して、専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことが、学校心理士の目的である。

(2) 資格取得の要件について

- ① 申請時に本学に在籍しており、申請年度に卒業を予定している。科目等履修生や卒業後の申請は不可。ただし、9月卒業の場合は前年度の申請も可。
- ② 卒業時に、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、および小学校教諭一種免許状の内、いずれか一つ以上を取得すること。
- ③ 下表のA、B、C、Dの区分の内、3区分に渡り6単位以上修得すること。

| 学校心理士認定運営機構が定める科目 | | 本学開講科目および単位数 | |
|-------------------|-----------------------------|-------------------|--------------|
| 区分 | 科目名 | 左記に対する本学開講科目 | 単位数 |
| A | 教育心理学 | 教育心理学 | 2 |
| B | 発達心理学 | 発達心理学Ⅰ | 2 |
| C | 教育相談 (幼児理解や保育相談支援等の関連科目) | 教育相談(幼・小) | 2 |
| | | 発達心理学Ⅱ | 1 |
| | | 保育相談支援 | 1 |
| D | 特別支援教育 (障害児保育等の関連科目) | 特別支援教育論 | 2 |
| | | 障害児保育Ⅰ | 2 |
| | | 障害児保育Ⅱ | 2 |

削除

(3) 資格取得の費用について

資格の登録などに所定の費用が必要となる。(申請時期：7月)

(4) 学校心理士受験資格付与について

准学校心理士の資格を有するものが所定の要件を満たすときには、学校心理士受験資格が得られる。

(5) 資格有効期間について

准学校心理士の資格有効期間は3年とし、更新はない。ただし、資格有効期間を経過した後2年間については、学校心理士資格認定申請ができる。

※詳細は学校心理士認定運営機構HPを参照のこと。